

2027年版沖縄県民手帳製作・出版業務企画提案仕様書

1 業務名

2027年版沖縄県民手帳製作・出版業務

2 業務の目的

沖縄県に関する統計データ等を広く一般に提供することにより、沖縄県について理解を深めていただくとともに、統計の普及に資することを目的とする。

3 業務内容

業務内容については、以下のとおり実施する予定であるが、最終的には、企画提案公募要領に基づき提出された企画提案書の内容を受けて、沖縄県と事業者で協議のうえ決定する。

(1) 手帳の製作

ア 手帳の構成・規格等

沖縄県民手帳の基本的な構成は、次の①及び②とする。

- ①カレンダー（年間・月間・週間行事予定表）
- ②沖縄県が提供する統計データ・関連情報の掲載

- ・ カレンダー及び手帳の規格等（装丁、サイズ、ページ数、刷色・色数、紙質、レイアウト、書体）については、事業者が提案すること。
- ・ 「沖縄県が提供する統計データ・関連情報」は、別紙「2027年版沖縄県民手帳 沖縄県統計データ・関連情報提供一覧」のとおりとする。
- ・ 上記①及び②のほか、県民等の生活に役立つ情報（生活便覧等）の掲載について提案することができる。
- ・ 沖縄県が提供する統計データ・関連情報以外の必要な情報は、事業者において確保し、使用承認等必要な手続をとること。
- ・ 沖縄県が提供する統計データ・関連情報については、沖縄県の承認を得て、レイアウト、書体等の改良を加えてもよいこととする。

イ 原稿の点検・校正

事業者は、沖縄県が提供する統計データ・関連情報以外の原稿及び体裁について点検・校正を行うこと。沖縄県は、沖縄県が提供する統計データ・関連情報について点検・校正を行う。

（2）販売計画の提案及び販売の実施

- ア 事業者は、販売計画（販売開始予定期、発行予定期部数、販売価格、販売方法、製作・出版スケジュール）について提案すること。
- イ 事業者は、沖縄県民手帳に関する問い合わせへの対応、申込受付、販売等、必要な事務手続きを行うこと。
- ウ 事業者は、沖縄県民手帳を広く沖縄県民等に販売するため、書店等取扱店舗への委託販売契約等必要な手続を行ったうえで販売すること。

（3）広報宣伝計画の提案及び広報宣伝の実施

- ア 事業者は、販売促進に資する効果的な広報宣伝計画について提案するとともに、沖縄県民手帳の販売について広く沖縄県民等に周知するための業務一切を行うこと。
- イ 事業者は沖縄県に対し、広報宣伝用として沖縄県民手帳 30 部を無償で提供すること。納入場所は次のとおり。

【納入場所】

沖縄県企画部統計課（本庁舎 7 階）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 電話：098-866-2050

- ウ 沖縄県は、沖縄県統計資料 WEB サイトへの掲載、沖縄県職員及び県内各市町村統計主管課等への文書等による周知を行う。

4 広告掲載

事業者は、沖縄県民手帳に広告を掲載し、広告主より広告掲載料を徴収することができる。広告掲載料は、事業者において設定する。なお、広告の掲載に関しては、別添『「沖縄県民手帳」広告掲載要領』を適用することとし、その内容については、事前に沖縄県の承認を得ること。

5 製作・出版費用等

沖縄県民手帳の製作・出版（編集・印刷・製本及び販売）に要する全ての経費は事業者の負担とし、販売売上金及び広告掲載料は、事業者に帰属する。なお、この業務に伴う損失について沖縄県は補償等一切行わない。

6 著作権

本仕様書に基づき製作する沖縄県民手帳の著作権は、沖縄県が提供する統計データ・関連情報（レイアウト等改良後のものを含む）を除き、製作・出版する事業者に帰属する。

7 販売状況の報告

必要に応じて、沖縄県から事業者に対し、発行部数及び販売状況、収支状況等について、報告を求めることができる。

8 個人情報保護の取扱い

事業者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない。

9 守秘義務

事業者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密の保持に留意し、漏洩防止の責任を負うものとし、本契約終了後においてもその責任を負う。

10 他用途利用の禁止

事業者は、本業務を行うにあたり、沖縄県から提供を受けた統計データ・関連情報（レイアウト等改良後のものを含む）や資料等を沖縄県民手帳の製作・出版業務以外に利用し、又は第三者に提供することはできない。

11 その他

この仕様書に定めのない事項については、事前に沖縄県企画部統計課と協議のうえ決定すること。